

三原市中山間地域 活性化基本方針

<概要版>
平成25年
(2013)
3月

1 中山間地域活性化の趣旨

- 中山間地域は、地域住民の生活の場、農林水産物の生産の場として重要な役割を果たすとともに、国土保全や環境保全などの多面的な機能を担っています。
- また、豊かな自然や歴史文化を有し、本地域との交流や定住に対する都市住民の関心が高まっています。
- 一方、若年層を中心に人口が流出し、高齢化が進行したことにより、地域運営の担い手不足、生活環境の悪化、基幹産業である農林業の低迷などが深刻化しています。
- こうした状況の中、地域を維持し、身近な課題への対応や魅力ある地域づくりに取り組むためには、住民相互が協力し、自らが考え、行動する住民主体の地域づくりが求められているほか、都市住民など多様な主体との連携が重要です。
- 住民主体の地域活性化は、市域全体において対応すべき課題であり、このたび、特に早急に対策の必要な中山間地域において取り組みを進めるものです。

三原市の中山間地域

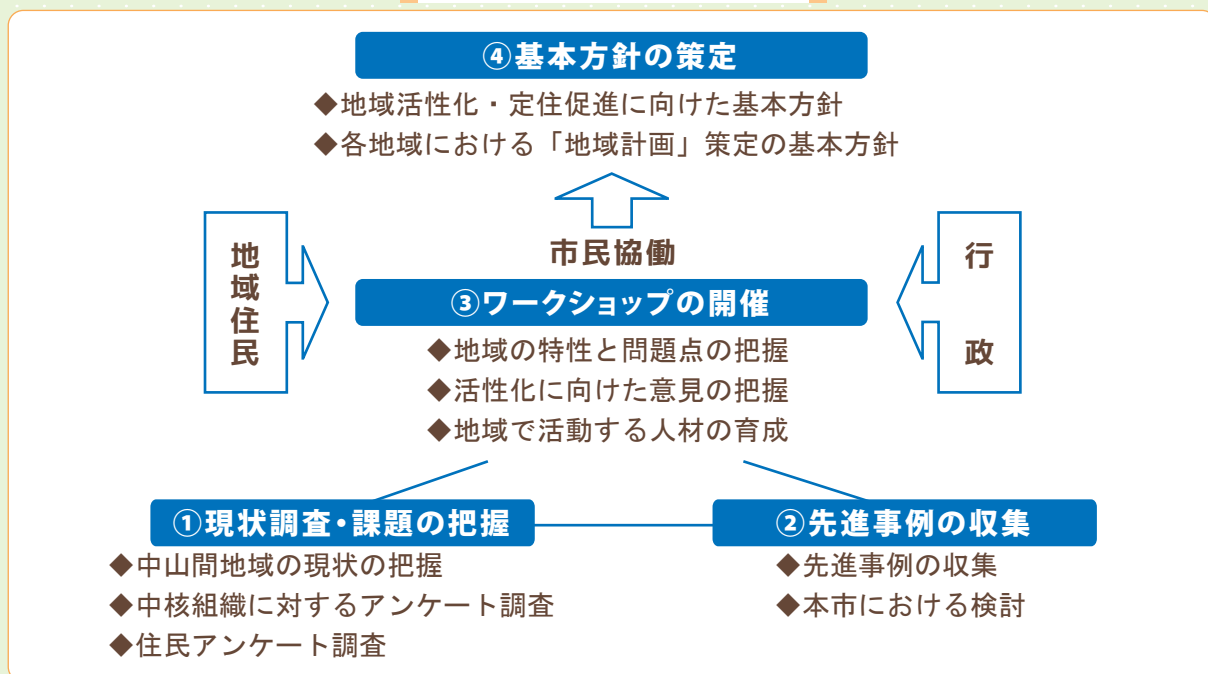


中山間地域：一般的な定義として、「山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な地域」とされています。

2 基本方針策定の目的

- 中山間地域の活性化にあたっては、地域住民や行政などがそれぞれの責任や役割を認識しながら、一体となって取り組んでいくことが必要です。
- このため、中山間地域の将来像や地域での取り組みに対する基本的な方向性を示すことを目的に、基本方針を策定しました。

基本方針策定までの流れ



3 基本方針の内容

中山間地域の活性化を図るために、将来像と3つの基本目標、5つの基本方針を掲げます。

将来像

魅力と活力にあふれ、誰もが笑顔で元気に暮らせる地域

基本目標

- 基本目標1 安全安心で元気に暮らせる地域づくり（生活環境）
- 基本目標2 地域産業の振興と観光・交流の推進による魅力と活力のある地域づくり（産業基盤）
- 基本目標3 多様な担い手の参画による持続可能な地域づくり（人・仕組み）

基本方針

1 高齢者対策・子育て支援の推進

<高齢者対策>

- 見守り活動、見守りネットワークの構築
- 日常生活支援サービス（庭、墓掃除、除雪など）の提供
- 災害時の支援体制の確立
- 地域での外出支援サービスの検討
- 健康づくりの推進（健康体操、グラウンドゴルフ、ウォーキングコースの整備など）



<子育て支援>

- 防犯パトロール活動、子ども110番の家などの防犯活動
- 子どもと高齢者の交流活動の推進（知識、経験、技術の継承）

<福祉意識の醸成>

- 地域づくり活動などに対する意識醸成

2 地域産業の活性化の推進

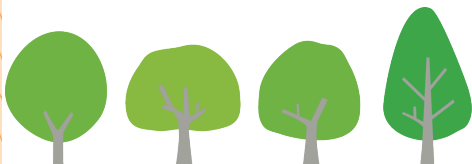
<農業の振興>

- 有害鳥獣被害の防止（防護策の設置、対策マニュアルの作成、牛の放牧）
- 担い手の育成（認定農業者の育成・支援、集落営農組織の設立、新規就農者の確保・育成）
- 農業経営の多角化と農業所得の向上（営農技術の向上、安心安全な農産物の生産、適地適作、企業との連携、6次産業化の推進）



<その他の産業の活性化>

- 間伐などによる森林の保全と間伐材の活用
- 特用林産物の生産、竹の活用
- コミュニティビジネス（高齢者の生活・外出支援など）の展開



3

地域資源を活かした観光・交流の推進

- 四季を通じたイベントプログラムづくり
- 季節，利用層，目的に応じた観光・交流ルートづくり
- 地域資源を活かした体験メニューづくり
- 体験観光の実施体制づくり，観光案内標識の整備
- 地域の特性を活かした食・土産物の開発・提供（道の駅，農家レストラン，農産物直売所など）
- 観光・交流パンフレットの作成・提供
- 地域を挙げた環境管理（農地山林の保全，花きの植樹，河川の清掃など）



4

地域活動・イベントの活性化の推進

- 地域活動の必要性に対する意識啓発
- 住民が活動へ参加しやすくなる場の創出と継続的な参加の支援
- 得意分野，協力可能な分野を登録してもらう人材バンクの設立
- 生涯学習，スポーツ活動などの指導者やコーディネーターの確保・育成
- 地域を挙げた郷土芸能（神楽など）の継承やスポーツ活動の推進
- ホームページの開設による地域内外への情報の受発信



5

若者定住・UJIターンの促進

<若者定住の促進>

- 農業の振興による雇用の創出
- コミュニティビジネスの展開
- 子育て環境，教育環境の整備
（地域を挙げた子育て支援，地域体験学習など）



<UJIターンの促進>

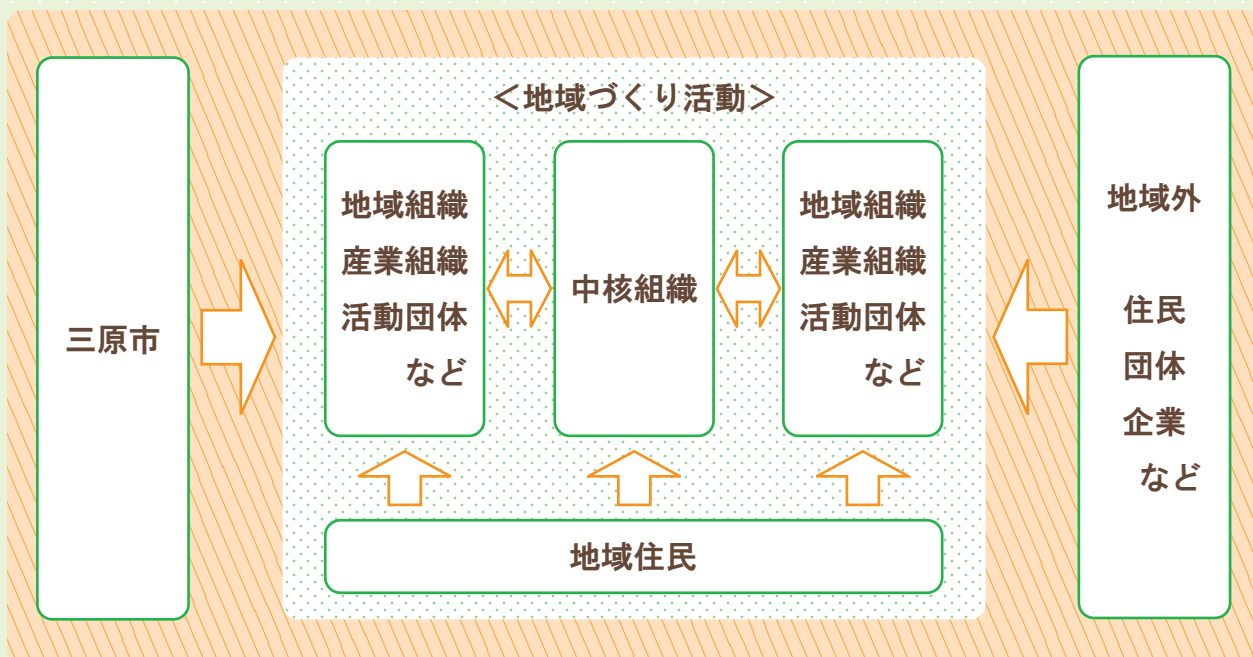
- 空き家活用体制の確立（空き家の調査・発掘，所有者の意向確認，空き家バンクへの登録など）
- 民間による若者向けの土地・建物の供給の働きかけ
- UJIターン希望者に対する田舎暮らし体験ツアーの実施，リーフレットの作成



4 地域での取り組みの推進

地域づくり活動の連携・推進体制

- 基本方針を踏まえた地域での取り組みにおいては、自治会・町内会などを基本に組織されている中核組織を中心に、地域住民の積極的な参加と地域組織や産業組織、活動団体などがそれぞれの活動分野で協力していくことが重要です。
- また、地域外の住民、団体、企業などの協力・応援を受けることも必要です。
- こうした連携や活動の推進体制の確立に向け、市は総合的な支援を行っていきます。



地域における計画的な取り組みに対する支援

- 今後、市は基本方針に基づき、中核組織を中心とした住民組織が取り組む地域づくり活動を推進するため、その基本となる「地域計画」の策定に対する支援を行います。
- 「地域計画」は、地域において住民の皆さんが協力し、自らが考え、行動する住民主体の地域づくりに向けて、今後の方向性や内容を明らかにしながら、計画的な取り組みを行っていくことを目的に、住民の皆さんが主体となり、策定するものです。
- 計画の策定をきっかけに、地域づくりの具体的な取り組みを推進しましょう。

「地域計画」の内容

- 地域の将来像
- 活用していく地域資源
- 今後の具体的な取り組みと役割分担
- スケジュール など

＜問い合わせ先＞

三原市総務企画部政策企画課

住 所：広島県三原市港町三丁目5番1号

Eメール：seisakukikaku@city.mihara.hiroshima.jp

電 話：0848-67-6011

F A X：0848-64-7101